

2004年5月7日

文部科学省 文部科学大臣 河村建夫 様  
文化庁 長官 河合隼雄 様  
兵庫県 知事 井戸敏三 様  
兵庫県 教育長 武田政義 様  
芦屋市 市長 山中 健 様  
芦屋市議会 議長 都築省三 様  
芦屋市 教育長 藤原周三 様  
芦屋市立美術博物館 館長 高嶋 修 様

美術史学会  
代表委員 有賀祥隆

### 芦屋市立美術博物館の活動に関する要望書

美術史学会は現在、美術史研究者を中心とする約 2,200 名の会員を擁し、その三分の一の会員が全国の美術館・博物館の学芸員として勤務しております。とりわけ、昨今の構造改革や経済状況を背景とする美術館・博物館の置かれた厳しい状況を憂慮し、美術史学会では専門委員会を設けて、学芸員が文部科学省科学研究費補助金の代表申請資格を得られるよう支援するなど、美術館・博物館における研究環境のいっそうの向上に取り組んできました。そのため美術史学会としては、今回の芦屋市立美術博物館の民営化・休館問題に関しても、わが国の文化と美術の発展に寄与してきた美術館・博物館活動の公共性のみならず、学芸員の調査研究活動の重要性およびコレクションの学術的価値などの観点から、その行方に多大の関心を払わざるを得ません。

芦屋市立美術博物館がこれまでに行ってきた活動の中では、小出楯重、芦屋カメラクラブ、具体美術協会、阪神間モダニズム文化資料についての調査研究、収集、展示および教育普及等の活動が特筆されます。また、童美展をはじめ、幅広い年齢の市民を対象にしたワークショップの積極的な活動も注目されます。加えて、これらの活動の中心となった学芸員の調査研究、収集、展示および教育普及等の活動は、その社会的貢献が評価されるだけでなく、美術と地域という美術史研究の大きなテーマと取り組んで、近代の美術の動向と関西文化圏との間の緊密な連関を実証した研究成果としても高く評価されます。

以上のことから、美術史学会は芦屋市立美術博物館の活動が維持されるよう下記のとおり要望いたします。

#### 記

1. 芦屋市立美術博物館がこれまでに収集してきた作品および資料の公共性と学術的価値を認識して、その散逸を防ぎ、コレクションの維持を図ること。
2. 芦屋市立美術博物館条例（平成 2 年 10 月 1 日条例第 22 号）第 3 条（事業）に謳われた活動を今後も継続すること。
3. 同館のこれまでの活動において学芸員が果たしてきた役割の重要性を認識し、博物館法に定められた「博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究」（第 3 条 1-4）を含む職務を行う専門職として学芸員を明瞭に位置づけること。